

業債第31号
2025年9月30日

代理店
代理店引受金融機関本部
国債代理店
国債代理店引受金融機関本部

御中

日本銀行業務局

遺言公正証書による記名国債の記名変更請求が行われた場合の取扱いに関する件

記名国債関係事務につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号）の第4章（公証人法の一部改正等）の規定が本年10月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、改正後の「公証人法」（明治41年法律第53号。以下「改正法」といいます。）第43条第1項第3号または同法第44条第1項第3号により、公正証書に記録されている事項を記録した電磁的記録（以下「デジタル公正証書」といいます。）の提供の請求を個人等が公証人に対して行うことが可能となります。

もともと、記名国債の記名変更請求を受ける場合において、記名変更請求者等から提出を受ける遺言公正証書の媒体については、当面の間、引き続き書面に限定することと致します。具体的には、従前の書面の公正証書（改正法第43条第1項第1号の公正証書の謄本もしくは同法第44条第1項第1号の公正証書の正本）または、改正法第43条第1項第2号の書面（公正証書に記録されている事項の全部が出力されたものに限ります。）もしくは同法第44条第1項第2号の書面のいずれかの提出を受けるようにしてください。

—— ただし、公証人から提供を受けたデジタル公正証書を、記名変更請求者等が出力した書面については、文書内容の正当性確認に限界があることが確認されたことから、受付を認めない扱いとします。

▼遺言公正証書の媒体別の受付可否

遺言公正証書の媒体	受付可否
書面	○ ただし、公証人から提供を受けたデジタル公正証書を、記名変更請求者等が出力した書面 ^(注) については×
電磁的記録	×

(注) デジタル公正証書では、最終頁の公証人の氏名および印が機械印字される（筆記による署名および朱肉による押印ではありません）ほか、「公正証書正本情報」または「公正証書証明情報」の文言が印字されます。したがって、デジタル公正証書を出力した書面であることは、かかる機械印字または文言の印字の有無により確認可能と考えられます。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ

<TEL> 03-3279-1111

長山（内線：6008）、阿部（内線：6093）

以 上